

障がい者活躍推進計画

機関名	宇和島市監査事務局
任命権者	代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間） ※計画期間中に改正の必要が生じた場合には、見直しを行う。
監査事務局における障がい者雇用に関する課題	宇和島市監査事務局において、職員の募集・採用は行っていないが、障がいのある職員が在籍することもあるため、組織的な体制整備や各種取組を進めることが必要である。

【目標】

① 理解の促進に関する目標	障がいに関する理解を促進する。
	（評価方法）毎年度、障がいに関する理解促進研修への参加状況を把握。

【取組内容】

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として監査事務局長を選任する。 ○障がいのある職員の相談窓口を設定し、周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛媛県労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障がいに関する理解促進研修の受講案内を行い、参加を募る。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がいのある職員から相談があった場合は、愛媛県労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。